

第19期

第19回

総会議事録

令和4年11月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和4年11月17日(木)

2. 開催場所 正庁

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	欠席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 小林 亨

【主任主査兼農地調整係長】 笠井 幸治

【農業振興・農業法人係長】 永沼 宏介

【事務局次長】 齋藤 聡

【庶務係長】 佐々木 佐保里

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳沼 一幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時35分

8. 閉会宣言 14時35分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

北島 繁和

署名人

須永 静夫

事務局	<p>ただいまより、第19回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員、黒澤大吉委員、柳田健一委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。今、報告ありました県の大会には所用がありまして出席できませんでしたので、ご迷惑をおかけしました。</p> <p>最近、コロナが増えていますので、注意していただきたいと思います。</p> <p>議事に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
(全員異議なし)	
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>6番 北島 繁和 委員</p> <p>13番 須永 静夫 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の柳沼一幸主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番から5番までの 5件について付議いたします。</p>

池上慎一郎委員の調査報告を求めます。

池上慎一郎
委員

中央1番から5番まで、調査の結果をご報告いたします。
まず、中央1番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、高齢化、経営拡大です。受け人が農作業に従事します。

次に中央2番ですが、貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、高齢化、経営拡大です。借人が農作業に従事します。

次に中央3番ですが、貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、高齢化、経営拡大です。借人が農作業に従事します。

借人は現在、この周辺でさつまいもを約2ha栽培しています。2番と3番は、同様にさつまいもを栽培する予定です。1番はハウスで、栽培品目は検討中です。

これらの農地について現地調査をしましたが、周辺の農地と調和の取れた利用状況で適正に管理されると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので、許可相当と思われます。

次に中央4番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。この農地は受け人宅の敷地にあり、これまでも受け人と母親が農作業に従事していました。今年から別段面積の変更に伴い、今回の申請に至りました。

この農地について現地調査をしましたが、周辺の農地と調和の取れた利用状況で適正に管理されると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので、許可相当と思われます。

最後に5番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は、農業経営の移譲、農業開始です。

11月8日に農業委員会会議室で、佐久間会長、吉田職代、事務局職員とともに事前審査会を行いました。

	<p>借人は祖父や父親の手伝いで、約10年の農業経験があり これからも祖父や父親のアドバイスを受けながら 借人と妻が農作業を行う予定です。農機具は祖父から借ります。</p> <p>この農地について現地調査をしましたが、周辺の農地と 調和の取れた利用状況で適正に管理されると認められます。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでした。</p> <p>以上、中央1番から5番まで許可相当と思われませんが ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番から5番までの 5件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番から5番までの 5件について 許可と決めます。</p> <p>次に、6番の受け人と10番の借人が同一人物なので、 6番と10番の 2件について、付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>調査の結果を報告いたします。農業開始に案件になります。</p> <p>まず中央6番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は 記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、農業開始です。</p> <p>次に喜久田10番ですが、貸人、借人及び土地の表示は 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、高齢化、農業開始です。</p> <p>面積は2つ合わせて、90a弱になります。</p> <p>11月7日に農業委員会会議室で、佐久間会長、吉田職代、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>6番は知人の協力を得ながら野菜の栽培を行います。</p> <p>また10番は貸人の協力を得ながら水稻栽培を行う予定です。 生産物は経営しているレストランで使用することです。</p>

	<p>全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について問題はなく、また農業に対する意欲も充分、感じられました。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので、許可相当と思われませんがご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>6番と10番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、6番と10番の2件について許可と決します。</p> <p>次に、7番1件について、付議いたします。 吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>7番1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 11月8日に現地調査と聴き取り調査をしました。 申請地は水利がポンプ組合で8月いっぱいまで終わりだそうです。 水管理が難しいため畑にして、所有している農機具を使い 本人と息子が野菜を作る予定です。現在も畑で野菜が 作られていました。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので、許可相当と思われませんが ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>7番1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、8番と9番の 2件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>8番と9番の2件について、調査の結果を報告いたします。 8番については貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、農業開始です。 次に9番について、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は相手方要望、農業開始です。 11月7日に農業委員会会議室で、佐久間会長、吉田職代、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 農機具は知人より借り受け、農作業は本人と妻が行います。 これらの申請地について、現地調査をしましたが、きれいに管理されており全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件に問題はありませんでした。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので、許可相当と思われませんがご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>8番と9番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、8番と9番の 2件について許可と決めます。</p> <p>次に、11番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p>

	<p>受け人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>中央1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は、分家住宅の建築です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>11月8日に現地調査等を行いました。申請目的の確実性や 周辺農地への営農条件の影響に問題はないと判断しました。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで</p>

	<p>甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、12番 1件について付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>西田12番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、業務用の土捨て場としての一時転用です。面積が広いため、事務局職員と合同調査となり、11月4日に現地調査を行いました。</p> <p>貸人が5名います。農地区分は農用地です。</p> <p>借人の会社は、官公庁発注の土木工事を受注しており、工事により発生する土砂等を捨てる場所を探していましたが、申請地所有者から承諾が得られましたので、申請に至りました。</p> <p>しかし、既に土砂が捨てられており、追認案件です。</p> <p>申請人は深く反省しており、顛末書と利用後は、農地として利用可能な状態に復元する確約書と建築物は建てないとの</p>

	<p>念書も添付されております。</p> <p>当地の外側は土砂の流出防止を行います。全部の農地を利用するため、集団農地に支障はありません。</p> <p>雨水は自然浸透で、汚水は発生しません。</p> <p>終了後は良質な山砂を埋め戻し、畑にします。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>12番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p> <p>農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、</p> <p>仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。藤田委員。
藤田 稔 委員	これは一時転用なのか、農地に復元するという確約書は添付されているのか。
議長	事務局。
事務局	一時転用事業で、最終的には山砂を埋め戻して農地に復元します。また、確約書は添付されています。
議長	その他、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	12番 1件について、 許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、12番 1件について、 許可相当と決します。 なおこの件につきましては、転用面積が 30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の 意見を聴くことにします。 次に、1番 1件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。
古川 弘作 委員	中央1番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、尚志高校サッカー場の駐車場設置です。 農地区分は第1種農地と判断しました。立地条件、申請目的の 実現の確実性にも問題ありません。 周辺農地への営農条件の障害について、雨水は碎石を厚く敷き 土留め、畦畔をして自然浸透させ流出を少なくします。 汚水は発生しません。 その他、周辺農地への営農の支障はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の 一団の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で 既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。 次に、2番 1件について付議いたします。 遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。
遠藤 昭夫 委員	安積2番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、車両置場です。農地区分は第1種農地です。 申請地の北側は、市道。東側と南側は事業所があります。 西側は自社敷地になっています。 申請地は長年にわたり、休耕になっていました。 渡し人に話を聞いたところ、今後農作業に従事する予定はないとのことでした。 また受け人は、事業を進める中、有機的利用サービスからリサイクル用車両が多くなってきたとのことです。 車両置場が必要になり、今回の申請になりました。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで 4条1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議長	ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。 次に3番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
吉田職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	喜久田3番について、調査の結果を報告いたします。 11月13日に現地を確認して来ました。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 2種農地と判断しました。 転用の目的は、水道工事に伴う一時転用です。 北と東は道路で、南と西は休耕中の水田です。隣接する農地に対する 障害はなく、汚水は発生しません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 一時転用後に農地として利用できる状況に回復すると 認められますので許可相当と思われませんが、 ご審議のほどよろしく願いいたします。
吉田職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-オ-(ア)-a-(b)で 甲種農地の要件を満たしていない鉄道の駅、軌道の停車場、 船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場(これらの支所を含む。) 並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね500m 以内の区域にある公共施設至近距離農地です。 許可基準は2-1-(1)-オ-(イ)で、第2種農地の転用は 申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが

	<p>農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
吉田職代	<p>3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
吉田職代	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決します。</p> <p>議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>富久山4番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は、駐車場の設置です。農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>受け人は、リフォーム業を営んでおり、現在の敷地では駐車できるスペースがなくなっており、また資材等を置く場所も必要なため、隣接地に作るものです。</p> <p>周辺は宅地が多く、農地への影響はないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。</p>

	<p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、 第3種農地の転用は、許可することができます。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、5番と6番の 2件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>湖南5番、6番について、調査の結果を報告いたします。 まず5番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は隣接する別荘の駐車場です。毎年6月から 11月にかけて別荘を訪れていますが、現在敷地には乗用車1台分の スペースしかなく、トレーラー等は知り合いの土地に止めており、 今回申請地の地権者から土地売買の合意を得られたため 駐車場として使用したいとのことです。</p> <p>現地調査をしました。申請地は現在、休耕中です。 近隣農地への被害防除については、申請地東側には道路側溝があり 西側及び南側に外堀側溝を設け、土砂と雨水流出を防ぎます。 汚水及び雑排水の使用・排水はありません。</p> <p>申請地は集団農地の縁辺部であるため、集団農地の 蚕食はなく、日照・通風等の影響もないと考えます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>次に6番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は 記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は、携帯電話基地局設置に伴う仮設資材置場及び 作業場のための一時転用です。</p>

	<p>申請地の現地調査を実施しました。現在、申請地は休耕中です。近隣農地への被害防除については、作業用地に鉄板を敷いて作業しますが、鉄板の下に養生シートを敷設し、耕作面の保護及び土砂の流出を防止します。</p> <p>雨水は東側側溝及び自然地下浸透とし、汚水及び雑排水の使用・排水はありません。</p> <p>また、申請地は集団農地の縁辺部であるため、周辺農地の蚕食はなく、日照・通風等の影響もないと考えます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>5番と6番の2件について、調査結果の補足説明をいたします。まず、5番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで4条1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で1番同様です。</p> <p>次に、6番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-bで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。古川委員。
古川 弘作 委員	6番ですが、申請地地図によると資材置場になっているが違反転用でないのですか。
北島 繁和 委員	議長、よろしいですか。
議長	はい、どうぞ。

北島 繁和 委員	現地調査したところ、資材は一切なく、休耕中ではありますが草刈りもしてあって土地には何も無い状態でした。
議 長	事務局。
事務局	事務局でも現地調査したところ、農地に復元されていることを確認しています。住宅地図では資材置場になっていましたが現状は農地と判断されます。
議 長	よろしいですか。
古川 弘作 委員	大丈夫です。
議 長	その他、質問、意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番と6番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番と6番の 2件について、許可と決めます。 次に、7番と8番の 2件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	熱海7番、8番について、調査の結果を報告いたします。 まず7番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、携帯電話基地局設置に伴う作業ヤードとして使用するための一時転用です。 11月11日に現地調査をしました。また、11月12日と13日に貸人への電話調査を行いました。貸人は本案件を認識しており土地の確認を行ったところ、間違いありませんでした。 申請目的実現の確実性については、各種行政手続きが適正に進んでおり、充分と思われます。 周辺農地への影響については、現地調査の結果、西側と南側は道路で、工事期間も短く、周囲の他の農地への影響はありません。 工事終了後には、速やかに原状復帰する旨の確約書が添付されております。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われます。

	<p>次に8番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農家住宅建築のためです。 農地区分は第1種農地と判断しました。 11月11日に現地調査を行いました。11月12日に渡し人、受け人双方に調査を行い、申請内容の確認をしました。 申請目的実現の確実性については、各種行政手続きが適正に進んでおり、充分と思われます。 周辺農地への影響については、宅地は平たん地で土砂の流出はありません。雨水は自然浸透及び北側既設市道側溝に排出し、汚水・雑排水は、新設合併浄化槽により浄化処理後、西側市道既設側溝に排水する計画になっております。 申請地の北側と西側は道路で、南側は実家の宅地と非耕作地、東側は受け人が管理する農地につき、周辺農地に影響を与えることはありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>7番と8番の2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず、7番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で12番同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、12番同様です。 次に、8番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで1番同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、4条1番同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。古川委員。
古川 弘作 委員	携帯基地局設置に伴う作業ヤードの一時転用ですが、電柱は建てないのですか。

議 長	事務局。
事務局	今回、許可申請を行っている所は、作業ヤードの部分で別の土地に基地局は設置します。
議 長	よろしいですか。
古川 弘作 委員	はい。
議 長	その他、質問、意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番と8番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、7番と8番の 2件について、許可と決します。 次に、9番と10番の 2件について付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。
降矢セツ子 委員	田村9番、10番について、調査の結果を報告いたします。 申請人、土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、携帯電話基地局設置に伴う作業ヤードのための一時転用です。 携帯電話の基地局設置は公共事業のため、必要と考えられます。 一時転用で、工事完了後には原状復帰します。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	9番と10番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず、9番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カ-(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから

	<p>許可できると考えています。</p> <p>次に、10番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で12番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、12番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>9番と10番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、9番と10番の 2件について、許可と決します。</p> <p>次に、11番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>田村11番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、携帯電話基地局設置に伴う作業ヤードのための一時転用です。</p> <p>無線基地局設置に関する手続きも計画通りに進んでおり周辺農地に及ぼす影響もないと判断しました。</p> <p>よって、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>11番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで1番 同様です。</p>

	<p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-bで、 6番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に、13番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>中田13番について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は、携帯電話基地局設置に伴う作業ヤードの ための一時転用です。</p> <p>11月13日に調査を行い、使用貸人、使用借人にも 確認しました。この土地は、遊休農地で西側が県道、 東側が山林、南側が水田です。作業する時は農地の上に シートを敷き、その上に鉄板を敷いて行います。</p> <p>土砂の流出や汚水の排水の発生もないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 一時転用後に農地として利用できる状態に回復すると認められますので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>13番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 12番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、</p>

	<p>12番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>13番 1件について、</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、13番 1件について、</p> <p>許可と決します。</p> <p>次に、14番 1件について付議いたします。</p> <p>中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>中田14番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は、上水道配水管の更新工事を行うための 仮設事務所、資材及び重機置場のための一時転用です。</p> <p>11月9日、現地確認及び施行業者への聴き取り調査を行いました。</p> <p>本農地の一時転用により、周辺農地への影響を及ぼす おそれはないものと判断しました。</p> <p>また工事完了後は、速やかに原状復帰する旨の確約書が 添付されており、私からも強く施行業者にお願いしました。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>14番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 9番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 9番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p>

	以上補足説明といたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	14番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、14番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第3号を終わります。 続いて、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、 この適否についてお諮りいたします。 1番から5番までの 5件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	農用地利用集積計画については、所有権移転5件の申請があり 現地調査及び審査の結果、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると 認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番から5番までの 5件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番から5番までの 5件について 承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第5号「事業計画変更に関する処分決定について」を 議題といたします。

	<p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>田村1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人、土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>この件は、9月の総会で許可になりました。埋蔵文化財発掘調査のための一時転用で、変更前の期間が12月8日まででしたが発掘調査の現地説明会が12月下旬に実施することになり説明会終了後まで発掘現場の埋め戻しが行えなくなったためその作業に携わる人の休憩所、駐車場のため期間の延長を申請するものです。</p> <p>調査の結果、許可相当と思われますがご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。</p> <p>中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明委員	<p>中田2番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>本件は4月18日の総会において、食品加工場新設のための工事現場仮設事務所設置のための一時転用許可をして現在、使用中です。</p> <p>11月9日、現地確認及び施行業者への聴き取り調査を行いました。当初の計画では、今年12月30日までに工事を完了する予定でしたが記載のとおり新型コロナウイルス等の影響により発注している食品加工場の設備の納入に遅延が生じており当初の計画どおりに工事を進めることができない状況にあります。</p> <p>よって一時転用期間を6ヶ月延長し、来年6月末までの変更になりました。</p>

	<p>調査の結果、計画変更により周辺農地への影響やその他、申請内容に変更はなく承認相当と思われませんがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について承認と決します。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和委員	<p>湖南1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は、地目変更のためです。</p> <p>申請地を事務局職員と11月2日に現地調査しました。</p> <p>現地は4筆あり、いずれも昭和54年に贈与により取得しましたが、当初より進入路の道路などが狭く、軽トラックも行くことが困難のため、作業が思うようにできず、昭和63年頃より耕作を断念しております。</p> <p>現状はいずれの農地も周りの山林、原野と一体化しており農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>熱海2番について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は、地目変更のためです。 事務局職員と11月2日に合同で現地調査しました。 現地の南側が道路で、東西は畑、北側は山林に囲まれています。 また20年以上、耕作されておらず樹木が多く生え、 原野化しているなど農地に戻すのは非常に困難と思われました。 11月11日に、本人の聴き取り調査を行いました。本人は地元に住んでおらず、農業の経験もなく、耕作は不可能とのことでした。 また、この申請に間違いがないことを確認しました。 隣接する畑については、境界の管理を適正に行うことを 確約しております。 以上調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、議案第7号「空き家に付随した農地に係る農地法 第3条第2項第5号の別段面積の指定解除について」を 議題といたします。</p> <p>1番から3番までの 3件について付議いたします。 事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>1番は、8月の総会で、2番は、9月の総会で、3番は、7月の総会で、それぞれ3条許可した案件です。</p> <p>今回、所有権の移転登記が終わり、申請人から指定解除申出書の提出がありました。</p> <p>郡山市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱第9条第3号の規定により、指定解除申出書の提出があったときは指定を解除することになっていきますので、解除相当と思われるが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>1番から3番までの3件について、別段面積の指定を解除することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から3番までの3件について、別段面積の指定を解除することに決めます。</p> <p>以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番と2番の2件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から19番までの19件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番 1件について</p>

	<p>通知書の提出があったので報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第3号までの報告について ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第19回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第19回総会（令和4年11月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

11件で、田 15,901㎡ 畑 8,549㎡ でした。

第4条 農地の転用は

1件で、分家住宅でした。

第5条 農地の転用は

14件で、駐車場2件、車両置場1件、駐車場及び資材置場1件、農家住宅1件、一時転用9件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。